

- 決算特別委員会の書面審査の審議の概要をご紹介します。本号では以下の審査内容を掲載しています。

<b>警察本部</b>	<b>1 ページ</b>
<b>企業局</b>	<b>5 ページ</b>
<b>保健福祉部</b>	<b>9 ページ</b>
<b>総務部</b>	<b>18 ページ</b>

## **決算特別委員会警察本部書面審査 2000.11.9**

**岩田隆夫** (日本共産党、中京区)

### **警察と公安委員会を情報公開の対象に**

来年4月から、情報公開法が施行されるまで事態はすすんだが、警察と公安委員会を本府の情報公開の対象にする準備はどこまですすんでいるか。先の警察常任委員会、わが党の松尾孝議員の質問に「相当遅れる」と答えているがどうか。

**【総務部長】** 公文書公開審査会で検討されている。今年3月本部長を委員長とする情報公開問題検討会を設置して検討している。国や他府県の準備状況、府関係部局との具体的な関係、保有文書の保存整理、職員指導などを行っている。「遅れる」というのは、警察の関係で遅れるというのではなく、公文書公開審査会の結果がどのようなものであるかということで、出たら検討し、議会の審議もおこなわれるということだ。

**【岩田】**

不服審査の体制については、府議会も行政の審査体制で統一的におこなうことにし、府民から「身内によるお手盛り審査」といわれないよう、公平さを確保しているが、警察・公安委員会についても、同様に、非公開とした文書についての不服申し立ては、警察内部で審査するというお手盛り審査としない、明確な警察改革の流れに沿ったものにすべきと考えるが、どうか。

**【総務部長】** 審査会の結果を受けて検討する。

**【岩田】**

不服審査については、議会と同様、統一的におこなうべきであり、実施時期も遅れるのは「告知期間が必要」であるからと言っているが、府民の側から求めているものであり、急いでやるべきで、要望しておく。

**島田敬子** (日本共産党、右京区)

### **島津五条工場跡地の商業施設計画は交通上大問題**

島津五条跡地の大型複合商業施設における交通問題について伺う。国道9号線五条

通りは、京都府に限らず、国の産業、経済を支える幹線道路で、従来から慢性的渋滞を発生させている通りである。国民の多額な税金を投入し、西大路以东千本までの間は拡幅工事を進め、さらに、京都西連続立体交差の事業計画が進められているが、これは渋滞が東へ移るだけのものだ。西大路から立体交差事業の出入り口は現状のまま、拡幅計画はなく、その最大の交通渋滞のネックの中間に今回の計画がすすめられている。

商業施設には 2500 台の駐車場が予定されているが、1 日 4 回転として少なく見積もっても 1 万台の増加となる。五条通の通過車両は現在 5 万台前後で、2 割増だ。開発業者側が施設内に待避道路を作ったとしても、入庫待機車両が一車線を占領してしまうことは目に見えている。交通行政に責任を持つ府警として、どのように考えているか。先ほどの答弁（自民党・高屋議員の質問に対する）で「影響はきわめて高い」といったが、なのに「注視する」だけではだめだ。

また、小売店舗の売場面積だけで今回の半分の規模の洛南ジャスコでは、休日などひどいときには西大路南行き車線が西大路七条あたりから渋滞をしている。これらの例をはじめ、大型店の出店による交通環境の悪化について、どう総括されるか。さらに、「立地法」など新たな法律で、交通環境の面で、警察行政がどのようにかわれるか。どのような規制が可能か。

**【交通部長】** 島津五条跡地の施設の構想は、京都市の条例で対応される。ただ、条例では、警察が意見を言ったり、協議することになっていない。京都市からもいまのところ連絡はない。構想どおりなら影響が大きく、動きを見守りたい。条例の届け出手続きがされれば、4 条に基づき交通対策上、必要な助言をしたい。

#### **【島田】**

島津側の見解書が発表されたが、実にひどい内容だ。車両の誘導経路をいろいろ考えているとして、施設の北側および西方面からの車両について、西大路通り、葛野大路通り、佐井通りなどに分散させるとして、北側出入り口を万寿寺通り側につくるといふもの。

万寿寺通りは、最近増加しているマンション群から、西院小学校、西院中学校へ通学路となっており、施設北側には、保育所もある。西小路、高辻通りは東西南北ともに開通していない。阪急松原踏切は今でも離合ができず車が立ち往生し電車を止めてしまうこともある。五条通の慢性的渋滞から、そのバイパス迂回路として利用する車の通行量が増加している。おちおち散歩もできない。住民の最低限の願いは、せめて北側に出入口を作らないでほしいということだ。これらの願いにぜひ答えていただきたい。きっぱりと住民の安全を守る立場にたって、事業者を指導していただきたい。強く強く求める。

島津側は今年、3 月 5 日、7 日に周辺道路の現行交通量調査をしたが、その内容を公開しようとせず、将来の予測や具体的な対策については、関係機関つまり道路管理者、公安委員会などと協議する、そして、交通導線計画や道路計画出入り口計画など決まった段階で、住民に知らせるとしている。住民の提出した意見書で、施設規模をたとえば小さくしたらどのような交通負荷になるか、施設規模別に交通負荷シミュレーションをしてほしいというのがあるが、これには、「資料などの作成、提出は考えていない」と言っている。結局、決めたら条例に違反しようが、住民が何を言おうが何がなんでも強行するという姿勢を表明したもので本当に重大だ。これまでと同じように、道路管理者、公安委員会としては、それをお手伝いさせられるとう格好になる。

**【交通部長】** 警察としては、駐車場は車の流れがもっともスムーズになる進入とすること、通学路は避けること、右折は避けることを指導してきており、これを実現したい。

## 【島田】

結局、規制がかからないということだ。住民はどこに言ったらいいいのか、袋小路だ。企業の横暴にキッパリとした指導をすべきだ。

## 高橋進（日本共産党、山科区）

### 信号機設置大幅増を

府単独事業の信号機の新設が昨年度大幅に減り 8 基、7 年度 74、8 年度 62、9 年度 47、10 年度 52。金額も 10 年度 1 億 8900 万円から 11 年度は 2442 万円と大幅に減っている。交通安全施設の府単独事業費も 10 年度 20 億円から 11 年度 12 億円と大幅に減っている。先の警察委員会で信号機設置の要望箇所は 180 箇所と言っているが、これではとても追いつかない。余りにも予算が少なすぎる。

信号機を設置したことによってどれだけの効果があがるのか、数字で示せるなら示してほしい。また、信号機のない交差点での死亡事故の件数、要望が出ていて未設置の交差点での死亡事故件数はどうか。

**【交通部長】** 信号機の設置は、歩行者の事故防止や車の事故防止に効果がある。設置後の交差点での死亡事故は、設置前に比べ約 70% 減少している。未設置箇所での死亡事故は、11 年 35 人、10 年 35 人。未設置の箇所は設置困難な道路幅の狭いところが多く、5.5 メートル未満の道路が全体の半数。設置要望が出ていて未設置の交差点での死亡事故は 11 年が 2 人、今年いままでで 1 人である。

## 【高橋】

知事は日頃から「安心・安全」と言っているが、交通安全対策を怠っている行政上の責任がある。単独事業だけでなく、交通反則金から交付される金の活用も含めて増額をはかる必要がある。公安委員会として予算増額要求をするよう要望する。

## 三木一弘（日本共産党、上京区）

### 自転車への交通指導について

自転車は、排気ガスも出さず、健康にも良く、老若男女が楽しめる乗り物であり、多くのファンがおられ、ドイツなど外国ではサイクリングロードがはり巡らされている。しかし、わが国の道路事情は遅れていて、歩道で歩行者といっしょに通行するところが多くあり、さまざまなトラブルが起きている。

自転車がからむ交通事故は、昨年何件あったか。「自転車通行可」という標識のない狭い歩道でも、スピードを出している自転車がある。無灯火、傘、二人乗り、携帯電話など危険な乗り方も、残念ながら若い人に多い。こうした乗り方の取り締まりはどのようになっているのか。狭い歩道には「自転車から降りて、押して歩きなさい」といった看板などを立ててはどうか。

**【交通部長】** 今年 10 月末で自転車事故での死亡は 11 人で、第一当事者は 4 人、昨年の自転車事故は 3457 件。自転車は反則行為から除外されており、指導することになっており、教室開催、利用の仕方、啓発などにつとめている。

## 【三木】

11 月 2 日の新聞に、自転車にも反則切符を切るという記事があり、今年上半期に全国で 101 件あるとしている。きわめて悪質なものに対しては罰金も科しているが、京都、滋賀は 0 となっている。指導も大事だが、正しい乗り方についてきびしい対応が必要である。

【交通部長】 全国的には、9月末で 115 件の検挙があるが、これは指示命令違反の悪質なもので、悪質なものにはきびしく対処する。

### 【三木】

正しい対処を要望する。

## ● 他会派の質疑

### 山本正（民主・府民連合、宇治市・久世郡）

①情報公開（いままでと今後の取り組み）【総務部長】 公開可能なものは公開してきたが、法や条例の趣旨に沿ったものにしたい。警察庁が示した警察改革要綱に基づいて現在、鋭意検討をすすめている。②自主防犯体制の強化（住民の意識改革、自治体との連携）③警察署の適性配置（九条署以南に犯罪等が多く、署の配置を検討せよ）

### 水口洋（公明党・府民会議、中京区）

①110番の活用（府民1人あたりの件数、京都が多い理由、内容）②携帯電話普及による問題（いたずらによる110番件数、携帯電話による警察への通報件数、いたずらによる110番の障害、通報者の位置がわからない場合の対応、隣接府県との関係）【地域部長】 ①99年は41万6750件、今年10月末までで36万5336件で1日約1200、前年比増1万3700。昨年全国ではほぼ1位、多い理由は府民の関心が高いことと観光客が多いこと。内容は交通事故や通報が多い。②今年10月末で、無言3万6000、いたずら1万2000、間違い6500などで、通報全体の15.3%。対応で支障はない。隣接府県への転送システムがある。

### 工藤香代子（新政会、城陽市）

犯罪被害者への社会的支援（警察としての対応、相談窓口・体制、ネットワークづくり）【警務部長】 4月1日から各警察署に支援要員制度をつくり、9月末までに334件対応、性犯罪関係が201件。10月から心理判定員も配置。今年3月に各警察署に支援係・相談係をつくり、10月からは担当係長をおいた。平成10年に支援連絡協議会を設置、さらに法人の支援センターもできた。

### 高屋直志（自民党、北桑田郡・船井郡）

島津五条跡地商業施設立地への対応（立体交差事業で渋滞が東へ移動する。五条西大路から東は中央分離帯、ガードレールがあり、右折禁止となっているが、西も同様にすべき。また、商業施設では車両の出入りに民間監視員がいて店への進入を優先させているが、指導すべき）【交通部長】 京都市まちづくり条例の手続きと承知しているが、どうなるかわからず、注意深く見守る。構想のとおりなら影響が大きく、京都市と十分連携したい。

### 村田正治（自民党、宇治市・久世郡）

①交通相談員配置計画（OB相談員の配置状況、人口増加地域の宇治・六地藏慎島地域への配置要望）②信号機の時間改善（宇治橋西詰の信号の時間が短すぎ渋滞する）【地域部長】 ①平成6年に設置、現在24名、18署24交番に配置。今年9月末までに道案内4万8000、相談3400など。今後必要なところに配置。

### 北岡千はる（民主・府民連合、左京区）

①オウムの活動状況、②ひき逃げによる死亡事故【警備部長】 ①府内には出家20人を含む60人がおり、北区のマンションを拠点にしているが、街頭行動はない。違法行

為があれば対処する。**【交通部長】**②10月末までに死亡2件、重傷13件で、死亡2件と重傷10件は検挙した。

梅原勲(自民党、綾部市)交通事故対策(平成11年は交通事故死亡者が減ったが、今年は増えている。防止対策の取り組み)**【交通部長】**今年10月末までで事故1万5622件、死亡は144人で前年比22人増、負傷者は1万9463人で前年比増である。死亡は10月以後急増、多いのは夜間、飲酒、スピード出し過ぎで、安全意識の欠如がある。10月12日に交通安全協会会長と府警察本部長連名の緊急よびかけを出した。

**坂根康史(公明党・府民会議、伏見区)**ハイテク犯罪対策

## 1999年度決算特別委員会 **企業局書面審査** (11月6日)

**高橋進** (日本共産党・山科区)

中核工業団地について

**誘致などにきちんと責任を果たせ**

地元での企業誘致協議会ができていますが、現在の進捗状況は、最終的な造成価格が決定していると思字。いくらか。

**【企業局長】** 来年秋の一部分譲開始を控え、共同事業者である地域振興整備公団と府と三和町が誘致推進協議会をつくり、三者それぞれに誘致活動を行いながら、必要な情報交換を適宜すすめている。経済状況が厳しく、新規の用地取得に慎重になっている企業が多いと実感している。三者がより関係を密にし、分譲開始に向けて努力を重ねていきたい。今の時点で件数を確定する企業はない。造成単価は事業の性格上、地域振興整備公団で決定する。京都府としては三和町とともに、できるだけ安い価格で可能な限り安くなるよう要望している。

**【高橋】**

呼び込み方式で出発をし、ほぼ完成に近づいているが、そもそも京都府の「4府総」の目玉と位置づけをして取り組まれてきた事業である。若干、規模を縮小してきているが、京都府が誘致に積極的に、むしろ責任を持って張り付けをやっていくということが必要だと思う。遅れば遅れるだけ金利がかさんで、単価アップにつながっていくこともあり得るので、公団との関係もその点を踏まえて、きちんと対応することを要望しておく。

新光悦村について

**入植者はどれぐらいか、坪単価は**

来年から着工の予定ということが発表され、8つのゾーンに分けた構想が出されているが、入植する個人、企業は何軒ぐらいか。8つのゾーンの面積、坪単価はどれぐらいの予想になっているのか。最終完成予定は何年か。

**【企業局長】** 8つのゾーンへの入植は、現在は計画を策定して幅広く、推進協議会には80数社を超える企業に集まってもらい、今後の村全体の運営計画等を相談している。その中で順次確定していくのではないかと。造成単価は一つの目安が必要ということで、5月に実施した説明会で試算として平らな部分で平米4万2000円と、説明をしている。

## 乙訓浄水場について

### 過大な料金で住民負担、自治体財政を圧迫するな

#### 【高橋】

10月から給水開始になったが、新聞報道によると乙訓2市1町でそれぞれかつてのピーク時の給水量から向日市ではマイナス11%、長岡京市ではマイナス3%、大山崎町ではマイナス4%と減少している。その上、府営水が加わってきたことで、向日市では5億9千万円、長岡京市で10億4300万円、大山崎町で2億780万円を府営水の料金として新たに負担することになっている。大山崎町では初年度で1億円の赤字が出ると言われている。

2006年には給水量を2倍に引き上げる問題、今、暫定料金として一定安くしている分を元に戻すのかどうかということもあるが、そういう状況を踏まえると、それぞれの水道事業会計が大変なことになり、それが水道料金そのものに大きく跳ね返ってくるということが当然懸念される。長岡京市で配られた「水だより」を見ると、府営水の受水費が水道会計を大きく圧迫し、まさに火の車といった台所事情——と、市民に訴えている。今後、給水量を増やす問題と料金の関係が、2市1町の水道会計をさらに圧迫し、住民負担に変わることが、当然予想される。

当面、府営水の暫定供給料金で、2006年までの京都府の水道事業会計そのものの経営見通しはどうなっているか。2006年以降の料金はどうしていくのか。

**【企業局長】** 水道料金は独立採算制で経営されるということで、乙訓浄水場の料金については、水道事業経営懇談会の第4次の提言をいただき、政策的には先行投資的な経費は積算から除外するという配慮もし、一般会計からの資金借入れの援助も受けるということで、大幅に料金を減額することで議会で議決をいただいた。結果、料金水準は最近の新しい施設を含めても決して高くないと考えている。今後のことは長岡京市については59年以来の料金改定をしていないということもあり、いろいろと経営健全化について議論されていると聞いている。推移を見ていきたいと考えているが、基本的には市・町内部、議会で議論されるものと考えている。

### 独立採算制だから、府に関係はないというのは無責任

#### 【高橋】

当初、私どもも指摘をしてきたが、計画の段階でかなり過大な人口予測だとか、企業に買わせるという方向を示してきたが、なかなかそうはなっていない。あわせて景気が悪くなったなかで、給水量そのものが低下している現実がある。そういう状況の中での給水開始となっている。局長の答弁は、料金はそれぞれの自治体の独立採算の問題だから口出しはできないということだが、京都府の給水の関係、料金の関係がただちに各市町村の料金に跳ね返る性格を持っているわけで、当初、計画をしていたように、たとえば京都市が買わないといっている問題を、乙訓にそのまま上乘せすれば、随分過大なものになるのは当然。京都府自身が責任を持った上で、京都市と引き続き協議をして、過大な料金を乙訓の住民におしつけるという結果を作り出さない決意が必要。

それぞれの市・町の水道会計そのものを京都府知事が一定考慮に入れながら、料金設定をやらないといけない。水道懇の「答申」に基づいてとの前提があるにしても、京都府の態度をはっきりさせておかななくてはならない問題。その辺の考え方も含めて再度ご返答いただきたい。

**【企業局長】** 随分と長い経過の中で、関係者、とりわけ市・町と推進に取り組んで

きた。スタート時点にあたって、京都府としてはできる限り、料金面でも措置を行ってきたのではないかと考えている。今後とも2市1町とは水を送る関係であるから、当然、情報交換とか相談はしていくが、10月にスタートした現時点では、先程のように考えている。

## 企業に府営水の利用促進をはかるよう指導を強めよ

### 【高橋】

企業の利用の問題も、冷却水に使うにとしては府営水は温度が高い上、地下水に比べたら料金も高くなるということで、企業の側が買い渋りをしている状況にあるようだが、そもそも地下水の汲み上げをそれまでもほとんど野放しに行われてきたわけだから、この際、京都府自身が企業の地下水の汲み上げをひかえて府営水の利用を促進する指導をする必要がある。そういう取り組みも京都府としてもすすめるよう要望しておきたい。

## 梅木紀秀議員（日本共産党・左京区）

### 風力発電の活用について

### 関電とどのような契約をすすめているのか

#### 【梅木】

太鼓山の風力発電について、関電が示した契約単価が11円40銭で、他より低いと報道されているが、その後、関電との交渉はどのようにすすんでいるのか。

北海道・留萌では、北海道電力と17年の耐用年数で17年契約を結んでいるということだが、京都府の場合は15年契約と報道されていた。15年の耐用年数なのか。留萌の場合は、最初、15円ほどの契約でだんだん下がっていき、最終では7円ぐらいになるという経年的な契約のようだが、京都府の場合、関電とはどのような契約になっているのか。

今後の経営的な見通しともかかわって、発電量の総見込みが850万キロワットと報道されているが、設備利用率は何%に見込んでいるのか。発電量、収入がどのくらいになるか、支出で発電コストはどの程度と見込んでいるのか。

【企業局長】関電の場合は11円40銭になるが、実際は大手の風力発電についての買い取り価格は、9円台前後になっている。提示された11円40銭を維持できるように、関電に強い働きかけをしている。

収支計算は、17年間で約1億円程度の黒字としているが、施設の原価償却期間が17年で、その範囲での数字。関電の15年というのは、関電と契約する考え方として15年間でいきたいということ。当然、その期間を過ぎれば改めて協議していくことになる。

北海道の方はスライド制というのもあったが、議論の中でそれも考慮してきたが、関電側の意向として買い取り料金は固定とされている。

稼働率は調査をし、めざす電力量を確保するためには風車が2割強の稼働になるのではないかと、そうなれば採算性が取れると考えている。これは京都だけでなく他府県に聞いても、20%台後半というふうに聞いている。当面、発電コストについては、風車の制作費、取り付け道路とか工事にかかる費用、維持管理の費用等を含んでいる。維持管理に要する費用はおおよそ年間9千万円程度の維持費がかかるのではないかと

考えている。

## 新エネルギーとして成功させ、有効活用できるよう万全を

### 【梅木】

留萌の場合は、年間の平均風力は毎秒6メートル見込めるというのに対して、太鼓山は5・4メートルとなっている。留萌は設備利用率は23・2%と見込んでいたが、実際には最初にできた1、2号機は18・4%の実績で、2割減になっている。

太鼓山の場合は、850万キロワット、21・5～6%の率を見ているのか。実績を割り込んでしまうことになれば、1割で1千万食い込んでしまい、どうしようもないことになる。関電との契約が難しい問題があると思うが、新エネルギーの風力発電を成功させ、広げていく上では、電力会社の協力も必要と思うので、しっかりした見積もり、計算のもとにすすめていただきたい。

### ● 他会派の質疑

#### 工藤香代子（新政・城陽市）

① 丹後地域産業拠点調査事業の内容と成果。② 長田野、綾部、北部中核、新光悦など中・北部に工業団地の造成、計画がされているが、南部にもつくる考えはないか。③ 乙訓浄水場の給水が開始されたが、水の味は住民から十分な好評を得ているのではないか。長岡京市では水道料金の改定をする動きがあるが、他にも同じような動きがあるか。

【企業局長】 ①10年度調査で大宮町の周只地区が造成経費、高速道路の関係など相対的に優位にあるという結論を得たので、11年度は周只地区に絞って種々の調査をし、開発の可能性の見込みがあるという結論が出た。ただ今日、経済状況が厳しい中で、産業拠点整備をめぐる事業環境も厳しい。事業化に当たっては従来の工業団地に見られないような特色、魅力づけ、企業ニーズを反映したものを打ち出す必要がある。環境をテーマにエコクリエイティブパークというネーミングで取り組んでいくべきではないかというのが、11年度の結論。②南部地域は産業面で学研の進捗、ITバザール構想とかポテンシャルの高い地域。企業局としても取り組みにどのように参画していけるか研究していく。③総じて府営水の評価は高いと受け止めている。苦情はない。料金改定は9月議会での審議状況を確認したが、向日市は市民負担は慎重に検討、長岡京市は13年度からの赤字解消について市民に一定の負担を願いたい、大山崎町は12、13年度は値上げしない……と聞いている。長岡京市は昭和59年以来、17年間料金を改定していないことから設備投資にかかるコストが経営にのしかかってきて、経営の健全化について内部で議論されている。

#### 高屋直志（自民党・船井郡北桑田郡）

新光悦村について、稲森氏が「分譲方式でなく、低料金で賃貸して企業誘致を」と提言しているが、これは従来にない工業団地の土地の利用の在り方ではないかと考える。

【企業局長】 資金面で慎重になっている企業が少なくないという認識はしている。零細な企業、職人さんの進出を大前提にした事業で、賃貸も含めて分譲方法など、仕組みを検討しながら、できるだけ少ない負担でも進出できるよう検討している。



光永敦彦（日本共産党、左京区）

## 介護保険、国民健康保険、精神科医療、児童虐待について

【光永】

介護保険の実施後、半年が経過した。10月からは保険料の徴収も始まった。そこで制度実施後に起こっている事態について質問したい。利用限度額に対する実際の給付額の差が生まれている。京都市では、訪問看護が60%弱（5月）、ホームヘルプサービスは3%減免があるため目標を上回っている。他の町でも私どもが独自に調査したところでも、給付額との差が出ている。京都府の状況はどうか。ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの実施状況は報告されたが、訪問看護、訪問入浴の実施状況はどうか。圏域別の特徴とその原因は何か。

利用者負担の大きさの認識についても伺いたい。月額3万4千円の老齢福祉年金水準以下の年金受給者は全国で253万人もいる。京都府ではどれだけいるのか。ホームヘルプサービスでも、これまでの利用者と新規利用者との不公平が生じる。ホームヘルプサービスの低所得利用者は12000人だが、4月以降の新規のホームヘルプサービス利用者と、低所得者はどれだけいるのか。保険料や利用料減免の必要性を認めるのか。「国に要望していく」というが、国がやるつもりあるのか。それまでは京都府として努力する必要があるのではないか。あらためて利用料・保険料減免の検討を求めたい。

コムスの撤退など、民間参入だのみは破綻している。撤退事業者の圏域別の箇所数はどれだけか。

次に国民健康保険について、医療費の一部負担金の減免が実施されている自治体名と件数を教えてほしい。また、今年4月から短期保険証や資格証明書の交付の制度変更がされたが、実情はどうか。

次に、精神科医療について質問する。精神科救急体制の整備ができていないのは近畿では京都のみであり、精神科救急体制確立は急務となっているが、システムの整備状況や目途はどうか。厚生省障害保健福祉部長通達では「（精神科救急医療システムの）実施にあたっては、医療保護入院及び応急入院のための移送による精神障害者の移送先となる応急入院指定病院を含めた総合的な救急医療体制の整備を促進する」となっている。そのためには、本府の精神科の現状から洛南病院の救急・急性期医療対応のための施設、医師の確保をはじめとした人員など含めた体制整備の判断が必要。洛南病院の救急・急性期医療への対応の考えや進捗を伺いたい。

結核対策について聞きたい。昨年7月に結核緊急自治体宣言が出された。厚生省がまとめた結核発生动向調査では昨年の結核新規患者数が48264人。前年より4248人増と急増している。罹患率は3年連続増加で大幅上昇し、死亡患者数も増加している。昨年度の府の許可病床数と実際に稼働しているベッド数、これに対する利用率はどうなっているか。あわせて府立与謝の海病院の許可ベッド数と稼働ベッド数、結核患者の利用率も教えてほしい。大阪や兵庫の罹患率が高くなっているが、他府県からの入院患者数はどれだけあるのか。

最後に、児童虐待に関する相談が昨年京都で90件にのぼっている。今年はさらに上半期でこの数に近づく様相となっている。5月に児童虐待防止法が成立し、まもなく施行されるが、「通告」や「送致」がまず児童相談所に行われるため、その体制強化

が求められている。今年度から宇治児童相談所に臨床心理士の資格を有する児童虐待対応協力員を配置するなどの若干の対応がされたが、埼玉や東京など体制強化を本格的に進めているところもある。すべての児童相談所に常勤の専門職員を増員・配置することを要望したい。

**【森野保健福祉部長】** 精神障害者の社会復帰をはかるため、在宅福祉の充実を促進するところに、精神科救急医療の果たす役割がある。府は平成10年7月、精神保健福祉審議会に精神救急システム整備の専門部会を設置し、昨年3月に中間報告をまとめた。昨年6月に精神保健福祉法が改正されたのをうけ、今年4月に国の精神科救急医療システム整備事業実施要綱が改正され、審議会にもこれらをふまえた審議を要請している。審議会の最終報告をうけて関係機関と協議、整理したい。洛南病院は府内唯一の公立の単科精神病院として、民間で困難な措置入院や医療保護入院を行いなってきた。先の包括外部監査で、救急・急性期病院に特化すれば公的病院として政策医療の位置づけがいつそう明確になると指摘され、経営改善を視野に検討している。

**【地上保健福祉部次長】** 今年度の結核稼働病床は約270床、入院患者の平均は170人。他府県から府内への結核病床入院患者は、今年1月末で180人前後のうち10%くらい。与謝の海病院の結核病床の利用率は、昨年度で50%程度。現在15床あるベッドのうち入院患者は1名。

**【赤沢高齢化対策課長】** 訪問看護・訪問入浴の実施状況は、在宅3本柱しか府独自のデータ解析が済んでおらず不明。今後、他サービスも状況把握したい。ホームヘルプサービス利用料軽減は、介護保険制度以前の自己負担なしの利用者の激変緩和措置。新規のホームヘルプサービス利用者をふくめ原則1割負担のしくみのため、4月以降の新規ホームヘルプサービス利用者の属する世帯の生計中心者が、所得税非課税であるかどうかのデータを把握するシステムはない。老齢福祉年金の受給水準以下の年金受給者数は、国民年金制度を所管する京都社会保険事務局によると、老齢年金の年金額の階級別の受給者数の都道府県ごとの統計は取っていないとのこと。民間事業者の撤退について、10月末までに56事業所が廃止。内、コムスンが居宅介護支援事業所と訪問介護事業所を23カ所づつ、合計46事業所を廃止した。通所リハビリが7、居宅介護支援が2、福祉用具貸与が1の計10事業所。例えば同一敷地内の事業所の統合や通所介護事業への変更、事業所の移転・統合等によるもの。10月末の居宅サービスは5619事業所で、4月1日の5306事業所に対し、廃止56、新規369、差引き313増加している。統廃合による利用者へのサービス提供に空白期間が生じないよう府として指導しており、民間事業者の撤退の影響は特にならない。

**【和田医療・国保課長】** 国保の一部負担金実施は京都と宇治の2市で、約3000件実施。今年6月段階で、短期保険証は1万1千件、資格証明書は2300世帯。今年4月から資格証明書の取扱いが変更したが、今年4月から1年以上の保険料滞納者なので今のところはいない。

### **【光永】**

数字をいろいろ聞いたが基本的にはよくわからないとのこと。保健福祉事業支援計画で目標ももっており、実態を掌握する必要がある。訪問看護、訪問入浴をふくむ圏域別、サービス別、給付費別の資料をすぐに出すよう請求する。

介護保険の利用料・保険料軽減施策が緊急に求められている。ホームヘルプでも現場では不公平感がある。利用料負担の軽減を府として国に要望するのはもちろん、府としても検討すべき。また、全体として新規利用者数を教えてほしい。

答弁では、老齢福祉年金水準の数もわからない。国全体でみると、保険料の基準金額が1段階よりも2、3段階の人の中に老齢福祉年金水準以下がいることはすでに明

らか。逆転現象がおこる。あらためて保険料・利用料軽減の必要性を認めるか聞きたい。

事業所撤退について圏域ごと、事業者ごとの資料請求をしたい。

国保料減免の自治体と件数の資料が平成10年度までなので、11年度の分を出してほしい。国保料の引き下げが市町村の努力で行われている。国の特別対策で、国保に対して12年度からわずか660億円の財政支援策が出された。国に対して国庫負担引上げを求めるとともに、府も引き下げにむけて支援をすべきではないか。

介護保険制度実施による保険料負担と、さらに医療制度の改悪でお年寄りの負担が増大する。一部負担金減免は制度的には国保法44条にもとづき28市町で制度をもちながら実施されていない。京都市の場合は、例規集の第5条で「災害その他特別の理由により法36条第1項（診察、薬剤または治療材料にかかわる部分、処置・手術その他の治療、居宅療養など）にかかわる給付に関する一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者に対し」減額することができるとしている。宇治も同様。財政支援をふくめ、制度を府下に広げるよう要望する。

精神科救急システムが確立されたが、これを受け入れる病院で救急対応ができないことはありえない。あらためて救急体制確立の目途を示してほしい。国立宇多野病院の結核病床廃止の影響で、国立南京都病院が満床状態だが、結核病床をもつ病院の連携はどうなっているのか。

**【森野保健福祉部長】** 洛南病院については年度内に出る最終報告を受けて検討したい。いろいろ資料要求があったが、最初の質問でつかんでる範囲で答えているつもり。後ほど正副委員長と相談したい。

**【地上保健福祉部次長】** 平成9・10年と府下の新規患者増えたが11年は若干減少した。全国的には3年連続で増加。何十年も減っていたのに増加に転じたのは重大だが、9・10年と、新規罹患者が増えたにもかかわらず、入院患者は減っている。原因は、必ずしも入院隔離を必要とする罹患者が多くないこと。もう一つは入院期間が劇的に短くなっている。30年前と比べると3分の1、20年前と比べると2分の1。平成元年には平均入院日数100日だったのが、11年には86日に減っている。全体として稼働病床は270床だが、患者は平均すると170人くらい。圏域全体をみても、必要なベッド数は確保できている。結核病床を持つ病院の連携については、入院必要な患者が発生した場合、保健所が結核病床を擁する府立医大ふくめ府内14の病院と調整し、きちんと確保できるようにしている。

**【赤沢高齢化対策課長】** 新たなホームヘルプサービス利用者数は把握していないが、制度開始以前は週あたり29000回だったのが41000回に増えている。老齢福祉年金については、無年金や低額年金受給者の保険料負担については、世帯としてみれば他に収入があったり、生活保護制度もある。低所得者の配慮として通常5段階を6段階にする方法もある。市町村の事情はあるが、まずは制度の枠内で工夫してもらいたい。府としては低所得者の利用・保険料の負担軽減は介護保険制度に関わる全国共通の課題については、全国知事会等と連携しながら国に要望するなど必要な取組みを今後とも行う。

新たにホームヘルプサービス利用者の減免措置は、介護保険は原則1割負担。新規利用者はこの負担をせよ。低所得者は自己負担限度額を一般より低く設定されている。制度以前にホームヘルプ利用者の多くが自己負担なしに利用していた。制度の導入にともなって負担が増加することから激変緩和措置として、低所得者へ経過的に軽減措置が講じられたもの。ホームヘルプサービスは、社会福祉法人による利用者負担減免の対象サービスとなっており、府としてできるだけ多くの低所得者の方に制度を活用してもらおうよう務めている。

## 【光永】

激変緩和措置の範囲でなく、あらためて利用料・保険料の軽減措置を求めたい。資料を要求する。厚生省の研究班調査では、民間病院や社会復帰施設からの国公立病院精神科に対する要望でつよいのは、救急急性期医療（66・1%）、身体合併症治療（65・3%）となっている。慢性期や痴呆性疾患の対応も慎重に行うとともに、洛南病院の救急・急性期医療への体制整備を重ねて求める。

## 新井進（日本共産党、北区）

### 経営効率化優先でなく、医療看護体制の充実を

#### 【新井】

三点について質問したい。一つ目は医師の当直体制についてで、今年3月、東京都立府中病院での医師の宿直勤務について、労働基準局が是正勧告を出した。内容は医師が通常勤務の後、宿直に入る勤務体勢において、救急患者などに対応する場合は、当直勤務にあらず超過勤務にあたると解釈して、是正勧告をしたというもの。一つは、この是正勧告について承知しているか。もう一つは、府立三病院での医師の当直は、この府中病院と同じ状況にあるのではないか。何らかの検討がされているのかどうか聞きたい。

二つ目の問題は、いま3病院とも経営改善の努力がされている中で、ベッドの稼働率をあげる努力がされているというが、これは単純ではない。ベッドの稼働率をあげて患者数を増やすことと、看護体制を整えることを一体でやらなければ結果的に、看護基準を満たさないことが起こって、診療報酬が引き下がる。こういう事態が現に発生している。こうしたことを考慮して、ベッドの稼働率の引上げという問題と看護体制の整備とセットで現場では検討されているのか。

三つの問題は、経営改善の努力の中身になるが、病院債残高が63億1千万円にのぼり、金利負担だけでも3億6千万円となっている。このうち金利5%以上が40億円近くある。監査委員の報告でも、与謝の海病院ではこの金利負担が経営を圧迫していると指摘している。最近の起債は金利2%で推移している。5%以上のものが平均2%下がるだけで8千万円近い経営改善につながる。この借り換えの努力はどうなっているのか。

**【森野保険福祉部長】** 東京都立の状況を詳しくは承知していないが、委員のおっしゃった中身と思う。指摘のあった病院については、救急救命センターの役割もしていることで承知している。医師の当直は、府立3病院はそれぞれの状況に応じて、オンコール待機もふくめて人員は必要配置している。医師の当直は単なる待機ではなく業務である。入院患者の病状の急変や救急の外来患者の診療に対処するために宿日直と位置づけ、この性格から、一般の宿日直費は5100円の手当支給に対し、医師の宿日直は1回2万円。改善については、与謝の海病院で救急患者の増加状況をふまえて、平日にも当直の医師を複数配置し、強化をはかっている。

経営改善と体制充実は悩ましい課題。府立3病院の看護補助に関わる診療報酬は、これまでから2・8体制を確保するための看護基準を確保する一方で、産前産後休暇や育児休業によって休む看護婦が発生した場合も、2・8体制が維持できるように、年度当初には看護基準を上回る人員を配置している。これを活用する中で診療収入の観点から取得している。退職者が予定通り発生した場合、看護補助の届出内容を変更することになる。

病院債は、原則、国において政府資金を充当する配分がなされている。この政府資

金いわゆる資金運用部の資金を活用した起債については、制度上、繰り上げ償還が認められていない。

#### 【新井】

労働省の通達では「医師の当直は、病室の定時巡回や検温など軽度かつ短時間の業務に限る」「夜間は十分に睡眠が取れること」とされている。府中病院の事態はこれと違うということで是正勧告された。3病院でも、医師が夜間当直の翌日に日勤に入り32時間も連続勤務している。洛東病院では昨年度の土日の救急患者は1700件にのぼっている。医師が眠れず日勤で眠り、医療事故が起こる危険もあるのではないかと。労働省が府中病院へ通達を出したが、改善しないと労働基準局の指導を受けることになる。府中病院の問題をよく掌握しておくよう要望したい。

洛東病院では、平成10年に400万円の診療報酬の返還を求められている。当初加配ぎりぎりで行っている。新看護基準適用の際の入院患者は150人で、いま入院患者は169人となり、看護基準を満たしていない状況になった。洛南病院も一病棟16人で、夜間看護加算の基準を満たしていないと指摘されている。経営だけでいくと経営改善に逆行する。

病院債は国との関係もあるが、全国で金利の高いときに借りて、病院の改修をしている。全国の公立病院で声をあげて、せめて借り換えをすべきではないか。

ベッド稼動と診療報酬について、もう少し詳しく聞かせてほしい。

【和田医療・国保課長】 看護婦は満床になった場合でも2・8体制をとれる配置。看護基準ではなく、看護補助の問題。洛南病院は人員が足りないのとは違う。夕方、手厚い人員体制とするための早出・遅出勤務体制。この解釈が違った。

#### 【新井】

洛東病院はたしかに看護補助の件。150人程度の平均入院のときに、新看護加算。これが満たせなくなって、平成10年に指摘されたのは事実。洛南病院は人員問題ではないというが、夜間勤務の時間数、16人体制を17人体制にしていればこの問題は起こらなかった。解決の方向は人の増員問題しかない。

【和田医療・国保課長】 洛東は当時返還を求められた。もともと看護補助でなくあくまで2・8体制だから少し違うのではないかと。従来ないのに今回話があった。関係団体と相談したい。経営改善の努力をやっている。

## 島田敬子（日本共産党、右京区）

### 周産期医療や母子福祉について、府の姿勢をたず

#### 【島田】

四点質問したい。インフルエンザの流行シーズンになったが、一昨年は全国で1200人の死亡者が出るなどしたことから、昨年はワクチン接種希望者が増加し、12月段階でワクチンが不足。とりわけ開業医などでは入手困難で医療現場はパニックとなりました。ある総合病院の小児科医師は、「今年は10月中旬から不足気味」と不安の声をあげている。今年の状況はどうか。府薬務課での適切な対応を求めるがどうか。また、従来は措置費で接種可能だった特養入居者、施設療養費から支出可能だった老健施設では、介護保険後どうなっているのか。

二点目は周産期医療について。第一日赤に周産期医療センターが整備をされ、新生児未熟児死亡が改善されたことはよかった。特別委員会での第一日赤調査の際、センターは満床状態、情報システムは立ちあがったが、受入態勢があるのは日赤と府立医大、パプテスト病院の三つという。妊産婦死亡率が依然高く、理事者も行政上の課題

というが、今後どんな対策を講じていくのか。

三点目は、平成11年の精神健康法の改正により、平成14年から在宅の精神障害者に対する福祉事業が市町村を中心に進められることとなり、精神保健業務の一部が移管される。市町村の現場では、必要な人員や予算要求等の準備が必要だが、府の基本方針がいまだにおろされず、「どこから手をつければいいのか、どれだけ業務が増えるのか」等の不安が出されている。精神科救急体制が整備されていないことなども不安の一つ。早急に明確な基本方針を出すべきだが、めどはどうか。

四点目に母子保健事業について、市町村に業務移管がされる中で、業務内容やレベルに格差が出ていると聞く。府としての認識はどうか。アンバランスの是正をはかるため、支援すべきだがどうか。

最後に要望だが、北部南部に発達支援センターの体制整備を求める。中部は花の木、北部は舞鶴子ども病院が拠点だといわれたが、必要な整備で市町村の通園事業、療育事業への専門家派遣をする体制を北部南部でも早期につくってほしい。また、宮津・与謝には公的な認可施設がない。各町で議会請願もされており支援すべき。

**【森野保健福祉部長】** 11年度の病床利用率は全体で90%超す。重篤の救急患者のためのNICUが81%、PICUも81~82%確保されている。重篤な小児患者や妊産婦に必要な医療が行なわれる体制確保されている。周産期医療の受入体制確立のため、府下16病院を指定し、南山城医療圏に2カ所、二次病院に指定し強化。周産期、小児医療施設整備では、第一日赤に総合周産期母子医療センターを設置以降も、公立山城病院、宇治の徳州会病院の整備に助成してきた。平成10年の府の妊産婦死亡率は出生10万人あたり8.2人、全国平均の7.1人を少し上まわっているが実数は2人。ハイリスク妊婦の早期発見に務めたい。

**【衣川障害者保健福祉課長】** 精神障害者の福祉施策をすすめる市町村の体制整備が急がれる。市町村事務に関するマニュアル作成、府立の精神保健福祉総合センターによる市町村職員のみ対象の特別研修、保健所職員の実地研修など必要な支援をはかりたい。

**【向井業務課長】** 厚生省は今年は昨シーズンの2倍以上のワクチン750万本の製造をメーカーに要請している。今年からワクチン接種の13歳以上の接種回数を2回を1~2回へ変更し、昨年のような事態は避けられる。府として11月2日付で医師会や府医薬品卸協同組合に適正量の発注と供給について周知徹底はかっている。医師会や私立病院協会とインフルエンザワクチン確保検討会を随時開催し、安定供給に努力したい。

**【赤沢高齢化対策課長】** 特養ホーム等におけるインフルエンザ予防接種費用は、介護保険制度では保険給付の対象となる経費をさらに事業者が徴収することは適切ではない。その区分をきっちりするとのお知らせ、インフルエンザ等の予防接種は原則本人負担と、在宅との均衡もふまえての解釈が示されている。

**【松村健康対策課参事】** 母子保健法改正で、妊婦検診、3歳児健康診断等の身近な保健事業が市町村に委譲されたが、府として水準が低下することのないよう支援してきた。大きなレベルの差は生じていない。保健所が専門医による検診や相談の実施などつとめている。

#### **【島田】**

昨年も後から5万本も大きな病院から在庫が出てきた。府の必要な情報提供もなかったのであえて指摘しておきたい。医療機関への指導、情報提供、バランスよく供給する調整など府が責任をもって対処することを要望する。加えて福祉施設や医療従事者の接種も指導徹底を。特養入所者、在宅要介護老人のハイリスクの人たちへ公費助

成が必要。大阪では昨年より実施され、罹患率の減少や重病化を防いだ。NICUその他の病院の運営助成も、すべての公的病院、中核医療機関が赤字経営の中で、小児科や周産期医療から撤退する危惧があるので検討を要望する。妊産婦死亡率が二人といっても、お母さんの命が亡くなるわけで重大問題で、平均的数字などに表わせない事態で、改善を求める。精神医療のマニュアル作成は急いでほしい。大阪では市町村移管をうけ、条件整備を実態把握し、人員をはじき出す基準資料等を提供している。早急に現場へ方針・マニュアル提示を求める。最後に母子保健にアンバランスはないといわれたが、市町村の保健婦の配置状況はアンバランスある。宇治市は配置基準と比べ6人も不足する中、乳幼児検診の一部を医師会委託した。検診は単純に障害の程度など異常の早期発にとどまらず、母親を育てる仕事も重要。子育て不安にこたえる重要な役割を市町村保健センター、保健所も果たす。市町村が大変な中でぜひ府の支援を。最後に先程から、母子保健、精神保健に関わる要望が各議員から出されているが、11年度の経費削減の内容を振り返り、保健所の直接的事業、市町村支援の事業を合わせても3600万円。事業の統合や廃止・中止、削減でがん検診の委託費用と一般財源化で削減した乳児検診を除いてのこの数字。あわせれば1億円以上の削減となる。先ほどから「検討する」等前向きな答弁もあるが、ネックは人とお金。こうした府民の命に関わる予算を削ることがないようつよく指摘したい。

## 梅木紀秀（日本共産党、左京区）

### 引きこもり問題に保健福祉部としてどう取り組むのか

#### 【梅木】

引きこもりの問題について質問したい。10月に厚生省が全国調査をすると発表したが、実態調査は保健福祉部のどの課の担当となるのか。先日もテレビで特集をしていたが、28歳の引きこもりの青年は、部屋はボコボコで自分も荒れている。新潟の監禁事件が起こって、父親が「おまえも大丈夫か」というと、息子は「そういうふうに俺をみているのか」とトラブルになった。しかし相談するところがあって、信頼できる第三者のアドバイスを受けると、子どもも母親も落ち着いていた。埼玉県では親の会がつくられたが、いま行政に望むのは相談窓口の設置だという。府民労働部や教育委員会とも関連するが連携した対応が必要。いざ相談となれば、保健福祉関係や児童相談所には専門的知識や経験があるだろう。相談窓口をつくり、連携してすすめるために行政がどんな形で対応していくのか。保健福祉部ではどう考えているのか。

**【森野保健福祉部長】** この問題は、原因によって医療、福祉、教育、警察といった様々な立場からのアプローチが必要。国でもこの問題を中心的に対応する部署がはっきりしていないと聞いている。厚生省の実態調査は、総務庁の所管の社団法人青少年健康センターで、青少年の社会的引きこもりの実態、成因、対策に関する実証的研究に取り組むことになっている。そのためのアンケート調査の協力依頼が精神保健福祉担当の部局に厚生省からあった。調査の内容は精神保健福祉相談に関わるので、府立精神保健福祉総合センターと保健所に送付し対応している。精神保健福祉相談では、伏見の精神保健福祉総合センターで電話相談などにのっている。

#### ● 他会派議員の質疑

### 明田功（自民党、八幡市）

介護保険について質問したい。実施状況の把握についての国保連からの報告はど

うなっているか。府の計画との差異はどうか。種別サービス利用回数は当初計画と比較してどうか。給付費の請求と支払額の最近の状況はどうか。保険料徴収を6段階にした市町村もあるが保険料支払いの分布はどうなっているか。不服審査の状況はどうか。3年後の見直し以前の調査についてどう考えているか。

**【森野保健福祉部長】** 給付費の状況について。国保連から都道府県へ毎月報告することになっているが、報告様式を厚生省が検討中のため、今しばらく時間がかかる。また事業者である市町村から都道府県を通じての厚生省への事業状況の報告も、電算システムの解析ができない市町村が多くあり、まだ正確に把握できない。独自算定でのサービス毎の8月の利用状況を、「京都高齢者あんしん21プラン」12年度の見込み量と比較し報告したい。居宅サービスは、訪問介護が週あたり約41000回で75%、通所介護等が週約31000回で100%、ショートは6ヵ月あたり約19000週間で54%。ショート利用が低いのは、訪問・通所サービス使い残しの振向け利用がまだカウントされていないため、実際はもっと伸びている。施設サービスでは、特養が約5900人で96%、介護老人保健施設は約3800人で93%、療養型医療施設は約3400人で99%、合計約13100人で96%で、概ね12年度の見込みに近い利用率といえる。介護給付費の請求・支払状況は、4月約51億円、5月約64億円、6月約67億円、7月約68億円、8月約69億円で、年間通じてみれば当初の見込み約73億円に近い推移をしている。保険料の所得段階別分布は、保険料通知時点で、1段階3・1%、2段階34・8%、3段階35%、4段階17%、5段階10%、6段階0・1%。府の利用者の満足度調査は必要であり市町村と相談したい。

**【赤沢高齢化対策課長】** 審査請求は14件のうち要介護認定に関するものが4件、保険料に関してが10件。要介護度の二次判定での変更が22%のうち、軽いランクへ変更は5・6%。

### **山本正（民主・府連、宇治市・久世郡）**

市町村の子育て支援センター整備の見通し。保育所待機児童の解消について。子ども発達支援センター構想以来、発表が遅れているのは内容や予定地等に問題があるのか。単独型グループホームの補助を府はどう考えるか。

**【森野保健福祉部長】** 子ども発達支援センターは、府内全域の、また南部の障害児療育の支援拠点として、建設場所もふくめて検討中。

**【赤沢高齢化対策課長】** 単独型グループホームは来年度政府予算案の概算要求で要求されており、活用も視野に注視する。

### **坂根康史（公明党、伏見区）**

運輸省の設置基準に該当しない157駅舎の整備をどうするか。介護保険の特養老人ホームの待機者をどうするか。虐待を受けた児童の心理ケアをどうするか。フッ化物の塗布など虫歯予防への市町村補助。

### **工藤香代子（新政会、城陽市）**

エイズ対策はどうなっているのか。障害者のスポーツ振興の支援状況と成果、指導者養成について聞きたい。児童虐待へのこれまでの効果。

**【杉野保健福祉部理事】** 現在、府下のエイズ患者は21人、感染者が47人。昨年の相談件数は2415人、検査数は1304人。全国的には20～30代中心に増加傾向。府としてエイズ検査、相談の実施時間延長や、新聞・ラジオでの啓発など努めたい。

**【堀内児童保健福祉課長】** 昨年度の府の児童相談所への相談件数は90件で、前年度の39件の約2・3倍に。大部分が身体的暴力(55・6%)と養育保護の怠慢拒否(40%)。



広報・啓発の効果として、家庭で潜在化していたものが顕在化し、相談件数が増えているのでは。宇治市をモデルに、児童虐待防止のネットワーク会議を開催する。

### **梅原勲（自民党、綾部市）**

広域食品衛生監視機動班が、7月に南部で編成された。綾部酪農共同組合の大腸菌検出の件もあり、北中部にも新たに編成する計画はないのか。綾部市では特養や老健施設はほぼ充足しているが、療養型病床群が足りない。府内と中丹の実情と整備の見通しを聞きたい。

**【浅田高齢化対策課参事】** 療養型病床群は、昨年年第1次申請で68施設3921床、7～8月の第2次で10施設288床を指定した。府全体では概ね利用見込みを満たすが、中丹圏域では満たしていない。隣接する丹後圏域で必要入所指定を上まわる指定を行なう等、必要な病床確保につとめる。

### **上田秀男（新政会、北桑田郡・船井郡）**

薬のアレルギーと院外処方について質問。

### **佐藤宏（公明党、右京区）**

児童虐待について、24時間体制で情報収集と緊急避難のかけこみ寺のような施設の確保が求められる。児童虐待防止のセンター的なものを計画してはどうか。また少子・高齢化対策特別委員会で、札幌市の地域ネットワークを視察したが、本府ではこうした取組みはどうなっているか。介護保険の評価制度やオンブズマンの導入で、質の確保をはかるべきと考えるが認識はどうか。重度障害者にワープロの貸与・貸出しをしているが、IT革命といわれる中、パソコンの貸与、補助、技術指導などし、デジタルバйдにならないような府の取組みを聞きたい。乳幼児の母子手帳があるが、成人病予防対策として、少なくとも義務教育までの一貫した医療情報を掌握できる健康手帳をつくる考えはないか。

### **北岡千はる（府民連合、左京区）**

共同作業所の授産製品の販路拡大の成果。知的障害者の援護施設整備に関して、待機者数や状況、問題点、今後の取組み等聞きたい。父子家庭の支援について取組みの成果と課題。安心子育てテレフォン事業の利用状況。障害者スポーツの振興。児童虐待発覚後の児童・保護者のケアは、児童相談所だけでなく専門家のいる施設が役割を果たすべきではないか。未然防止のため、母親の子育て不安や孤立化にこたえるセンターが必要ではないか。

**【森野保健福祉部長】** 授産製品のPRと売り上げ増加に力を入れ、センター加入は124施設、受注実績は5000万の売り上げで、障害者からも製品に誇りがもてたと喜ばれている。

### **高屋直志（自民党、北桑田郡・船井郡）**

長引く不況のもとで高校の就学援護事業の11～12年度の動向はどうか。委託事業として執行された施設療育等の支援事業の内容と今後の取組みはどうか。離婚による母子家庭が増加しているが、母子家庭の奨学金や児童扶養手当等の支給事業の最近の対象者の動向について聞きたい。母子家庭のいきいきふれあい助成事業が実施されたが、今年度の関係団体連合会への助成などの取組みはどうか。

### **水口洋（公明党、中京区）**

学童保育に関する数字を聞きたい。入所する府下の児童数と、それは全対象年齢児童数の何割にあたるのか。保育園の卒園児童の何%が就学後も学童保育所に入所希望し、うち実際に入所できているのか。定員 20 人未満すなわち国庫補助の対象外の施設はどれだけあり、全施設の何割か。施設が 1 ヲ所もない市町村は府下にどれだけあるのか。運営主体が市町村によるものと社会福祉法人その他によるものはそれぞれどれだけか。2 点目に児童虐待に関して、児童相談所とはどんな施設で、どこにあるのか、どんなサービスをしているのか。

**【森野保健福祉部長】** 学童保育を受けている児童数は約 4600 名。どの位の割合で登録されているかは、今年 5 月の 1 年生の放課後児童クラブ登録数と、昨年 4 月 1 日の 5 歳児数から推計すると、保育所に通っていた子どもが約 4500 人で、小学校 1 年で登録した児童は約 1700 人で、約 37%の登録となる。学童保育を受けている児童の割合は、対象児童に対する登録児童は平成 10 年で約 11%。国庫補助対象外は 10 クラブ。実施市町村数は 20 自治体。放課後児童クラブ数は 141 で、公立 138、民間 3 となっている。

## **1999 年度決算委員会総務部書面審査 2000 年 11 月 1 日**

### **梅木紀秀 (日本共産党・左京区)**

#### **不況の影響は深刻、府は実態調査を行ない**

#### **授業料助成、低所得者に対する新しい施策を**

私学助成について質問する。予算のときの知事総括でも質問したが、平成 11 年 1 2 月の新聞の記事で、一つの学校で経済的な理由の中途退学者が 8 人、滞納が 50 人いた。不況の影響で子供達が、親の経済的な理由で学校を中退しなければならなくなっている。何とかこれに手を入れていく必要があると言ってきた。この観点からの質問だが、第一に実態を府として調べているのかどうか。実態はどうなっているのか。つぎに決算を見ると直接助成、授業料助成を高校生について見ると、平成 10 年度の決算では 12 億 8609 万円出しているが、それが 11 年度の決算では 9 億 7795 万円で 3 億円減少している。予算で見ても、当初予算で所得制限をいれることで、11 億 3000 万ほどになるといっていたが、これに比較しても 1 億 5000 万円ほど少なくなっている。何とか手を打つ方法はあるのではないか。新たに何か低所得世帯に対しての援助、他府県の事例にもあるような新しい施策が必要ではないか。

次に、本年度補正を組まない、これで 3 億円減だとなっているが、実際には地方交付税が措置されているわけだから補正を組むべきだと思うがどうか。

第三に 11 年度から、高校の授業料減免に対する補助が二分の一から三分の二になったが、決算を見ると 18 校で 1990 万円と報告されている。補正予算を組んで 3000 万円の枠にしたが、私学全体では 39 校あったはずで、21 校の生徒には、この制度が受けられないことになっている。こんど小中学校にも広げた、また国も新たな制度を作り支援もできたわけだから、学校が減免事業をやっていない場合でも、府の独自のやり方として救済するように施策を拡充できないか。

授業料の直接助成だが、所得制限を導入することにより、申請が必要になった。決算書を見ると、今まで府内の私立高校に通っていた生徒に対する補助は 10 年度で 2 万 5103 名だったが、11 年度は 1 万 9267 名、前年度比 77% になっている。一方、府外に通っている生徒に対する補助は、10 年度が 4132 名、11 年度が 2

807名68%になっている。府内は77%、府外は68%ということは、府外に対して説明が不十分なため、申請漏れが出ているのではないか。

**【総務部長】** 私学の振興が総務部としての目的であり、ただちに低所得者に対する援助と言うことでは論点が違うのではないかと思っている。しかし、いろいろの軽減補助についてはまさに私学に通う生徒の問題として真摯に捉えており、11年から二分の一の補助を三分の二にあげてきた。現在制度的には、27校として昨年よりは広がっている。内容では、私学の補助は一人あたり30万円ぐらい、授業料の減免で三分の二で一人20万から40万円、あわせると生徒一人あたりに府として50万から70万円の補助をおこなう制度になっている。そういう中で私学にも一定の努力もしていただきたいと言っている。私学のほうでも、制度の趣旨を理解して対応をいただいているところが着実に増えている。まだ幾つか制度の対応にいたっていないところがあるが、制度の趣旨を徹底してほしいをしまりたい。

補正についてだが、京都府の財政が大変厳しい折にあるとき、その中で同じような教育委員会でも財政的な健全化の努力をしているという内部努力を十分に説明して、関係団体にご理解とご協力を得てきた。交付税だが、ご指摘のとおり、確かに改善されてきたが11年度の場合、実際にきている額は24万ちょっと、われわれは11年度ですでに25万円ぐらいを基礎にし、さらにその上に単独を積み重ねている。このような状況だから、交付税のアップがあるから、それがすぐにとは結びつかないと考える。

**【文教課長】** 私学の生徒の中途退学等の調査については、平成10年度はやったが、11年度については、個別の紹介ではなく説明を受けると言うことしているが、取り立てて調査はしていない。他府県の生徒に対する学費軽減の説明は、例年6月から7月にかけて、それぞれの府県が、管内の私立学校に対する事務の説明会があり、府も説明会に行き十分説明している。また、文書でも制度の趣旨の徹底をお願いし、申請もれのないように十分徹底している。府外の各私立学校でも徹底を図っていると理解している。

#### **【梅木】**

説明をしていると言うが、府外のほうが府内より少ない、あまりにも落差があるのはなぜか。府外は京都府の生徒が少数になるのだから漏れてしまうという心配がある、なおかつ申請主義にもなったわけだからきっちりチェックをしなければならない。実際に減っているのだから、きちんと調べてほしい。

実態調査については、経済的理由で、何人が退学をせざるをえなくなったのか、調べようとすれば調べられるはず。どういう風に手を打つか、考えないとだめ。滞納はいくらあるのか、何人いるのか、何ヶ月ぐらいあるのか。調べようとすれば調べられる。実態調査がなければ有効な手立ては打っていけない。二信金の事業譲渡とか日産の問題とか組織関係の新しい事態などが出てきている。新たに実態調査をやるべきだ、どうか。

授業料減免事業に対する補助、27校といったが、小中高の内訳はどうか。11年度の場合、18校約2000万円で何人の生徒が補助を減免されたのか。

**【総務部長】** 27校すべて高校。11年度の実績は132名。

**【文教課長】** 府外の生徒に対する周知は精一杯やっている。さらにきめ細かくやっていきたい。中退等の実態は、必要に応じて個別に状況の把握に努めており、全然その実態を承知していないと言うことではない。そういう形で状況を把握し、授業料の軽減のために努力していきたい。中学校で制度をおいているのは13校、小学校では1校。申請は12月に受け付けるのでどの程度でいいのかはまだわからない。

## 【梅木】

府の財政は大変だと縷縷おっしゃるが、府民の暮らしも大変だ。府民の暮らしの実態調査をしっかりとやらないと税金を有効に使っていく基礎がわからない。中退者が何人いたのか、滞納がどういう状況なのか、適時調べていると言うが、数を報告できるのか。できないはずだ。私教連とかは全国的に調べている。経営者などからも調べられる。ぜひ施策を進めていく基礎として実態調査するべきだ。強く言うておく。聞くところによると17校の調査で180名ぐらいが三ヶ月以上の滞納になっている。11年度で132名が減免されたと言うが、半分ぐらいの学校でそのような滞納が出ていると言う状況を見ればこういう経済的な状況の中で、多くの退学者滞納者が出てきている。「三分の二にしました」「132名」といっているが、27校やっても十数校残っている。広げていく手立てであるはず、実態調査を踏まえて施策を充実させることを強く要望する。

## 島田敬子（日本共産党・右京区）

### 府立医科大学付属病院について

#### 結核病棟の活用で積極的な役割を果たせ

#### 精神科病棟の体制の充実強化を

府立医科大学付属病院について聞く。第一に平成9年度に経営改善計画を策定し、収益の拡大と費用削減に取り組まれているが進捗状況を具体的に聞きたい。以下99年度の実績について聞きたい。病床利用率について92%を目標に取り組まれているが、精神病舎、結核病舎の利用率はどうか。全体を引き下げている要因にもなっているので、詳細をお聞かせいただきたい。人件費の削減があげられているが削減数および削減額はどうなっているか。時間外手当の縮減があげられているが、職員全体の時間外勤務の総時間数は99年度でどうなっているか。光熱水道費について削減額はどうなっているか。

**【医大事務局長】** 医大付属病院では、平成8年度以降計画を建てて経営改善に取り組んでいる。8年9年を第一次計画、10年から14年度を第二次計画、14年から19年を第三次計画と定めていわゆる繰り出し基準の縮減に取り組んでいる。8年度9年度で6億、11年度までですでに17億円を繰り出し基準の縮減をおこなっている。第二次計画と今後の第三次計画で、このあといっそう経費の縮減増収、さらには人件費の縮減も含めてがんばってやっていきたい。

**【医大付属病院事務部長】** 精神病舎の利用率はおおむね80%、結核病舎は50%で推移している。人件費は、府全体で取り組んでいる財政再建計画上の数を職種を問わずに果たしていきたい。時間外勤務や光熱費の実績については今手元に持ち合わせていない。光熱費は金額ベースでは出してないが、大まかに見積もると約2000万円の減になっている。人員は昨年度で20名の減をしている。

## 【島田】

人件費分についての削減額を示していただきたい。時間外手当の資料も後ほどお示し願いたい。結核病床の利用率が50%の運営状況だが、この間の京都府の結核の現状を見ていると、地域の罹患患者も増えており、受け入れベッドの不足が私立病院協会などから出されている。実際、洛東病院で受け入れた患者が結核で、その方を送り出す国立南がいっぱい滞っていると言う事態が一方である。医大は空いているわけだから、積極的な役割が求められると思うがいかがか。精神科病棟についてだが、若干向上はしているようだが、引き続き充実をしていくために、どういう機能を向上し

ようとしているのか、考えを聞きたい。精神保健福祉法の改定により移送制度がスタートして、11月1日から、京都市内における応急入院指定病院として医大付属病院が指定された。看護体制、深夜体制がこの間減らされ、土曜日曜は三人深夜体制から二人体制に削減された。不安を持つが、このような点を含めて充実強化こそ重要だと思うがどうか。

**【医大事務局長】** 人件費はひとり医師を除いて平均800万円、20名で1億6000万円ぐらいの経費節減になる。

**【医大事務部長】** 結核病棟の利用率はさきほど申し上げた状況なので、現時点で患者さんの収容については病棟にゆとりがある限り対応していきたい。ただ、結核病棟の今後のあり方については総合的に今後検討していきたい。精神病棟については、応急入院等に対処できるというかたちの中で運用している。京都市が実施を予定している救急入院の輪番にも一定参加していくことで京都市と協議している。26億円の根拠だが、政策医療と通常医療との区分が不明確だとか、大学と病院経費の区分が不明確だとかありますが、明確になる限りでのこれらの経費部分を病院部分として明確にしたうえで、経営努力として改善しなければならない額については、今後ともきちんと計画的に改善努力を進めていくように取り組んでいきたい。そのようなことで現在計画作りを進めている。

## 経費削減の名のもと、電気を消している 廊下や談話室は改善を

**【島田】**

水光熱費について2000万円の減額と言うことだが、97年6月から病院の経費削減の一端として、廊下フロア等の照明が原則として二分の一に減らされている。電球を間引いたり電気を消しているために、日中あるいは曇りのときの廊下が非常に暗い。給食を配るときにお膳の患者さんの名前が見えない、あるいは患者さんが床にこぼれた水が見えないので、整形外科病棟でも転んだらまた手術のやり直しだと言う声も出ている。さらに病棟フロアの談話室が暗い、病に伏せておられる患者さんの交流の場の蛍光灯がつかない状態になっているということも聞いている。先ほど病院内の事故の件数もうかがったが、療養環境としてふさわしくない状況になっているのではないのか。若干の改善がされたようだが、こうした経費削減も26億円に含まれるのか疑問だ。経営改善の成果として誇れる数字ではないと思うがいかがか。

**【医大事務局長】** 経費節減は経営改善の非常に大きな柱と考えており、ケチケチ運動に徹しているわけではないが経費の節減はやっていきたい。ただ、指摘のあった電灯については、夏季の間、4月から10月までについては8時半から4時30分までの間は電灯の二分の一消灯をやっているが、確かに雨の日等非常に暗いときについては、廊下等も暗い点があるので、従来から適時やってきているが、今後ともこのような暗いところについては、患者さんや看護婦さん等に迷惑をかけないように、適時蛍光灯の本数を増やす等の措置をやっていきたい。

## 客観的根拠のない26億円の超過繰入金額

繰入金は単純に多いといえない

**【島田】**

経営改善計画では、26億円の一般会計からの超過繰入金を解消することが大目標になっているが、そこで、この26億円の根拠をうかがいたい。包括外部監査結果報告書では、自治省の財政局長通知、それから大学病院としての特殊事情等を勘案した基準案が、大学側に財政課から示されたと、この基準案を元にして26億円だと言う

記述があるが、この点中身を含めてどのような検討をされた結果の数字か、お聞かせ願いたい。

**【総務部長】** 病院事業については、地方公営企業のほうで一定の一般会計からの繰り入れがありうるというもとの、繰り出し基準というものを作っている。その病院事業における基準は自治省から通達が出ている。それをもとに算定したものであり、医科大学は公営企業ではなく大学の付属病院だから、付属病院としての一定の役割があるということでそのことを一定カウントして合計額として48億円と言うものを財政課として算定している。府立医大の付属病院の繰り出し金が多額にのぼっている、現在で102億円ぐらいあるが特に病院会計に繰り出されている60数億のうち、交付税で措置されているのは5億ちょっとであり、ほとんどが府の税から出ている。そのなかで、少しでも経営改善を進めていただきたいと査定の基準としてしめたもの。それをもとに医大でも一定の予算査定などを通じて、経営健全化計画をつくって経営の健全化対策を進めている。

**【島田】**

26億円の超過繰越金の問題だが、根拠となる基準が明瞭に示されていない。あると言うのなら資料として提出していただきたい。基準案を示した、大学病院側も経営改善計画を作ったと言うのなら資料としていただきたい。この額が本当に適切なかどうかどこでしっかり議論したのか、包括外部監査での突っ込んだ議論もされていないのではないと思う。包括外部監査結果報告の中でさえ、「一般会計の繰り入れの68億円の正確性そのものが保障されていない」と述べ、また「大学費と病院費の区分が明らかでない」「政策医療と通常医療の区分が明確でない」と言うことが指摘されている。こういった点で本当に48億円が基準額で26億円が超過だと言い切れるのか、この点を再度お答え願いたい。

**【総務部長】** 私どもが出したものは、財政課が予算の査定過程の中で査定の資料として持っているもの。医大との間で何が適正かと議論する中で、いろいろと資料を持っていかなければならない、そういう立場のもの。結果は、予算査定の結果として、繰入金の予算として議会に示してそこで議論していただくもの。医大については医大で計画をつくって考えている。何かこちらのほうで出来上がったものとして資料提出するようなものではない。考え方については理事から説明する。

**【総務部理事】** 繰り出し基準は、自治省の局長通達で公立病院の繰り出し基準がある。ただこれもある程度抽象的なものであるが、この基準に基づいて考えていくのが一つ。大学病院であるので教育研究もおこなっている、これを考慮しないと通常の公立病院と同じように考えたら合わない。特殊性を加味する。この二つから考えている。自治省の繰り出し基準にもとづいて考えると、救急医療の確保、保健衛生行政の実施、高度特殊医療体制の整備など、住民福祉の充実のため採算を度外視しても公的な医療機関が担わなくてはならない分野のもので24億円が出てくる。大学の付属病院の特殊性として、具体的に言うと、臨床教員の人件費の一部、臨床研修の実施経費、そういう医療をおこなう一方で医師の養成という重要な任務があり、最先端の医学については研究という分野がある。こういう大学病院の特殊性に着目して算出したのが24億円である。これはあくまでも予算の議論の中でこれをもとにどうしていくかということで最終的に繰り出し額を案として出す。

**【島田】**

説明された分の足りないものは後で資料としていただきたい。人件費についても1億6000万円と言うことだけでなくシビアに削っているのだから、資料も請求しておく。経営改善の問題だが、ケチケチ運動とおっしゃったが、患者さんの療養環境と安全をしっかり守ると言う立場で改善していただきたい。これは要望しておく。

大学病院の特殊性から、不採算でもやらなければいけない役割があると言われたので、この立場でがんばっていただきたい。医師の教育研修費で24億うんぬんとおっしゃったが、包括外部監査報告の中でもいわれている医療センターの人の養成のためにお金がいる。詳しく聞いてみると、研修医と修練医で300名以上で10億円も必要な経費としてかかる。こういった事情も含めて繰入金が多すぎると言えない。包括外部監査で監査委員が公立の八つの大学の資料を出している。私も取り寄せて調べたが、一般会計からの繰り入れの額は他と比べても跳びぬけて大きいと言っている。このことを指摘しておく。あくまでも府民の命と健康を守る自治体病院としての、あるいは大学病院としての役割を發揮できるしっかりとした体制をとってその役割を發揮するよう、十分要望する。

**【総務部長】** 繰り出し基準はあくまでも財政の内部の査定の際の虎の巻のようなものであり資料要求には応じられない。

**【島田】**

そうおっしゃるのなら、26億円の根拠がいろいろ言ってもないということをお認めになるのか。そのことを聞きたい。

**【総務部長】** われわれ、査定にあたってどういう形で繰り出しをするのか一定の基準を持ってのぞむのは、財政側として当たり前。その中で医大当局とのあいだで予算折衝を行い、財政としての軽減案の考えを示して、それについては今までどの考え方は変わっていない。

## 外来患者に苦痛を与える外来喫煙室からの排煙を早急に改善を

病院の外来玄関に入って左側奥に喫煙室が設けられているが、遮断がされていないために外来患者さんのフロアに煙が流れ込んでおり、大変な苦痛を訴えておられる。改善が必要ではないか。

**【医大付属病院事務部長】** 喫煙室については、ご指摘のような問題があることを承知しているので、排煙の導入部の改善やその他の対策を院内の委員会で議論して取り組んでいきたい。

**【島田】**

外来の玄関の喫煙室の改善についてはぜひよろしくお願ひしたい。病院全体、外来やこども病院等換気が非常に悪い、構造上換気扇もつけられないということもあり、別途に換気口を置かないと、とても改善をはかれないのではとも聞いている。このような点を含めて、早急に改善を求めておく。

## 高橋 進 (日本共産党・山科区)

### 初期消防などで消防団員の果たす役割は大きい 消防団員の激励金の減額をやめ、もとに戻せ

消防団員の団員の激励金を府は6000円から5000円に減額した。われわれも減らすべきではないと反対したが、消防庁の消防団のホームページを見ると、逆に平成11年度から12年度にかけて、団長・団員に対して1000円増額している。出動手当てについても100円だが増額して激励を目的としている。いま過疎化だとか高齢化が進んで、とりわけ郡部などは消防団員の確保が非常に困難になっている。激励金と言う性格目的からは逆行しているのではないかと、ぜひ元に戻すあるいは増額する方向で取り組みを強めていただきたい。府内で団員の不足が生じているが、市町村

の消防団員の充足率をお示し願いたい。あとで資料を。

**【総務部長】** 激励金の削減は、財政の健全化という中で消防団の方にお願ひし理解していただいたもの。ただ制度自身は全国でも京都府だけというものであり、消防団の方にも評価していただいている。一方では単価等も上がっているわけだから、全体としてはそれほど待遇についてのあれになっていないと考えている。消防団員の確保については、府としても女性団員の採用のための補助とか演習訓練について防災総務費からの単費助成を行なうなど一定の団員確保のために努力している。

**【消防防災課長】** 消防団員の充足状況だが、11年の4月1日現在で全体44市町村、条例定数上は21258名必要だが、実態としては各地域でなかなか大変な状況を反映して19847名と言う充足状況、個々には定数を充足している市町村もあるが、かなりかけ離れている市町村もある。

#### **【高橋】**

消防団員の充足の問題は大変だとおもうが、知事は安心安全を第一に掲げておられるわけだが、火災が都市構造の変化などで多様化し、社会情勢の関係で京都市内など放火がずいぶん増えている、初期消火などで団員の果たす役割は大きい。国がせっかく増やしているのに、市町村によって条例で必ずしも団員にその金額が渡っているかわからない場合もあり、国が1000円増やしても、府が1000円減らしたら結局激励の効をなさない。みとに戻すべきだ。そういう方向で改善をはかり、充足していくための援助として強化をしていただきたい。聞くところでは、出動手当ても人数が制限されるため、出動の人数が制限され「あんたのところは何人でよろしいで」というようなことまで起こっている。狭めることのないように改善されたい。

## **宇治市の火事で はしご車の出動が遅れた問題 配置基準満たない職員配置が原因 充足を**

宇治市で8月16日深夜4階建てのマンションが火災になった。通報を受けて先にポンプ車が出動したが、三階で親子が助けを求めており、はしご車が到着しないので親子は飛び降りて負傷すると言う事故がおきた。はしご車が到着したのは50分後だった。調べてみると乗るための職員がいなかったために非番の人を招集するのに時間がかかったようだ。宇治に直接聞いてみると、本来配置される基準は280名、ところが現在職員は185名、交付税配置基準でも190名とのことだが、実際は不足の中でこういう事態が起こっており、事故につながっている。いま、消防力の配置基準が今年一月二十日消防庁の告示第一号として全部の見直しがされているようだが、これにかかわって、それぞれの自治体での配置基準を明確にし、充足をさせていくことが求められているが取り組みの状況はどうか。できているなら資料提出されたい。

**【総務部長】** 宇治の問題については、基本的には宇治市の消防体制の問題であり、府としてそれについて批評する立場にない。

**【消防防災課長】** 宇治市の火災の件だが、報告では宇治の消防本部35名全員が消防車6台に乗り込んで出動した。火災の実態として、まず建築中の建物から出火してすぐには隣接したマンションに類焼が及ぶという状況ではなかった。35名を優先的にポンプ車に乗せるかはしご車に乗せるかということで、ポンプ車を優先的に出動させた。ところが火の周りの状況で隣のマンションに火が移った。非番の職員を緊急招集してはしご車を出動させた。その間で4階建てのマンションの住民が子供を抱えて飛び降りて、左足首を骨折したと聞いている。しかし、現状として非番の職員まで招集して最大限の消火活動をやった中で、たまたま建築中の建物から出火して隣に四階建てのマンションがあったということでやむをえないと報告を聞いている。ただ宇治市



においては、今後、一般住宅の火災においても、付近に延焼のある恐れのある高層住宅があった場合には、第一陣にはしご車を出動させて再発を防ぐようにすると聞いている。消防力の基準との関係では、消防職員の充足数は先生のおっしゃった数字ということで把握している。旧基準だが、それに照らして言うと必ずしも全面的な充足がされていない。しかし、今回の事案をこれと重ね合わせて言うことは、現場の消防職員は精一杯努力した中で、現在の出動規準に照らして言えば、はしご車よりポンプ車を先に出動させたなかで起こった不幸な事態であると認識しており、それ以上責めるのは酷ではないかとおもう。新しい消防力の基準に基づく現在の充足率については消防庁において最終の取りまとめ作業の最中であり、府の全体の状況について報告できる数字は持っていない。

## 府の地震防災緊急事業五ヶ年計画で大幅な遅れ 風水害や地震にかかわる未達成部分を急いで進めよ

三つ目の問題は、京都府の地震防災緊急事業五ヶ年計画について聞く。12年度で最終年度になっているが、12年度の進捗状況を見ると128%になった砂防施設等はあるが、全体としては計画から大幅に遅れていることが明らかだ。事業費の予算執行から見ても12年度で67%で金の面からも遅れている。とりわけ地震や風水害とかかわりの深い地滑り防止施設が11箇所が進捗率39.5%、急傾斜地崩壊防止施設が78箇所が22.9%、ため池が23箇所が進捗率41.9%となっている。五ヶ年計画が12年度で終了する段階で、未整備の部分はどうかお伺いしたい。

**【総務部長】**地震防災の緊急事業五ヶ年計画だが、阪神淡路大震災の教訓をふまえ緊急に地震対策を講じる必要があったということから、公共事業も対象をできるだけ広く計上してどっと出したと言うところがある。補助率のかかわりもあったのでできるだけ前広にやっていったほうがよいという判断もあった。もとになる公共事業の進捗状況とか長引く不況による財政状況もあり必ずしも順調に進んでいない。今回法律についてはさらに拡大し延長していただきたいと国に対して要望し、9月議会でも意見書をあげてもらった。新しい五ヶ年計画については現在関係部局と市町村とで調整しながら策定作業を進めている。次期計画においては、現行計画で実施していない事業を含めて地震防災上整備すべき必要性や緊急性を十分に調査検討し、長期的な整備目標も設定し計画的な取り組みにしたいと考えている。

### 【高橋】

地震防災の五ヶ年計画だが、当初あげたのは沢山あげたとのことだが、少なくともあげた課題は阪神淡路大震災の教訓も含めて、これは改善が必要だと当然あったと思うので、未達成の部分を含めて新しい計画を検討するということが、それは早急に進めるべきだ。先ほど指摘したように風水害や地震などに直接かかわる問題については急いで進捗させるべきだ。あわせて聞くが、以前から問題になっている亀岡の畑野は防災マップの中に急傾斜地崩壊危険溪流に指定されているが、急傾斜の崩壊防止の施設の計画に入っているのか聞きたい。

**【消防防災課長】**畑野地区は、急傾斜地の崩壊危険区域は土木建築の所管であるが、畑野地区は入っていないと聞いている。

## 原子力防災計画は住民に行き届いたものにするべき

次に原子力防災の問題だが、高浜原発の防災訓練が来年の三月におこなわれると報道されている。先日28日に島根原発でおこなわれた防災訓練は国主導で行なわれたが、住民の声が新聞でも出されているが「訓練は、一部の人しか知らない。実際事故

が起こったら住民にはほとんどわからない」と半分批判的な声が載っている。綾部市や舞鶴市など関連する市長の意向も含めて検討するとなっているがどうなっているのか。

**【総務部長】** 原子力の防災計画については、基本的な立場は、舞鶴市も綾部市も府と同様で、福井県に対してその旨を伝えた。詳細については福井県もまだ。今後福井県と高浜町、綾部市舞鶴市と協議してやっていこうと考えている。

### **【高橋】**

高浜原発の防災訓練だが、これまでの国の方針で原発から 10 キロ圏とされていたが、今回の訓練は必ずしも 10 キロ圏では収まらないと思うが、東海村の臨界事故の経験から見てもう少し規模を広げてしっかりしたものになければならないと思う。この点は福井県や国に対して要望して行き届いたものに仕上げていく必要があると思うがその点はどうか。

**【総務部長】** 原子力防災訓練については、府の原子力防災の地域計画にのっとって訓練を行なっていく。

## **新井 進（日本共産党・北区）**

### **法人二税の落ち込み**

#### **京都の中小企業が成り立っていける経済支援が必要**

法人二税の落ち込みだが、京都が全国最悪の事態になっている。これは平均の率で全国の 2.5 倍の落ち込みになっている。これまでも国の景気対策に呼応して経済対策をやってきたわけだが、なぜ京都がここまで落ち込んでいるのか、どのような考えをもっているのかお聞かせ願いたい。

**【総務部長】** 法人二税だが、ある面では大都市に共通の事象だったわけだが、特に京都の場合少し違うのは、平成 10 年は割とよかった、ところが大阪とかは悪かった。その面で反動と言うかテンポのずれがあってきた。さらに、京都府の場合、一部の企業に法人二税を依存している部分があって、為替差損あたりが最終的にボンと出てきたためにとどめをさされたみたいな形になっていると言える。

### **【新井】**

法人二税の問題だが、京都の場合、確かに京セラとか任天堂とかがあったが、全体としてみる必要があるのは、京都府も国の経済政策に対応してこの間やってきた。現実には、大阪などの場合、大企業のところが一定回復してきた。京都の場合は中小企業が圧倒的に多いというなかで、この問題がさらに長引いてきているということがある。今の経済対策のなかで、外形標準課税は安定化という側面が中心だが、法人二税の増収ということであれば、京都の中小企業が税金を払えるような状況を作ることが求められているわけで、京都の中小企業が企業として成り立っていくことに対する支援策を経済対策の中心点と、財政の面から見ても置いていくべきだと思うが、指摘要望しておく。

### **府民の実態から見てくらしに関わることを削るべきではない 投資的経費だけが増大するのは問題**

### **【新井】**

次に財政健全化指針の関係でざっと 400 億円程度改善を図ってきたとのことだ

が、健全化指針の四つの柱との関係でそれぞれについて言えばどうなるか教えていただきたい。

**【総務部理事】** 健全化指針の今の取り組み状況だが、一番目の地方財政基盤の強化の目標は200億に置いているが、現在140億。二番目に徹底した内部改革で職員数とか給与の関係で87億。三番目に府税等の歳入の確保、これは不動産の売却もあるがこれが20億、それから施策の見直し、投資的経費の重点化も含めて150億。数億の差は出てくるがこれで約400億になる。

**【新井】**

財政健全化指針の関係で、地方財政基盤の強化で140億円といわれたが、これは中身を教えてほしい。臨時的なものなのか、言われている地方交付税率の引き上げの問題、大都市を有する京都府の財政事情の特殊性の問題とか緊急の特例的な措置を講じてもらうとか要望があがっているが、こういうこととの関係でどうなっているか教えてほしい。

その点で言うと、この間、義務的経費の増大が問題になってきたが、中期見通しの関係で見たら、11年度のだけの比較ですが、決算では中期見通しよりも義務的経費が下がっている。これは一面で見れば努力された結果です。もう一方で投資的経費は中期見通しよりも1.3倍になっている。その結果、府債は当初去年の五月の財政見通しでは769億円が指針の段階では810億円、決算の段階では1153億円になっている。だから一方で義務的経費については人件費の抑制も含めて相当努力して抑えてきているのだが、もう一方で投資的経費はこの間見通しより増えている。財政運営上、一方で義務的経費を抑制して、いわゆる一般財源を確保しながら、それをもとにして投資的経費をふやす。その結果は京都府の借金は1兆円を越える段階にきている。この公債費の返済がこれから先、山をむかえ1200億円ぐらいになっていく。そうになっていくと京都府の財政の構造的な問題として借金に頼って運営していくようなことにはますますならざるを得ない。例えば最高時には今の試算では、1200億円の元利償還をしなければならぬ時期がくる。この辺の進め方についてももう少し明らかにしていただきたい。われわれとしては、全体として抑制せざるを得ないということはわかるが、抑制するところをしっかりと定めてやるべきではないか。

**【総務部長】** 公債費の話だが、義務的経費を削ってそれをまわしているのではと言う話だが、この間増えているのは基本的に補正予算の関係で増えており、それについては補正予算債が100%充当しているのも、それでまわしているということはない。基本的額からいうと発行枠で最大だったのは平成7年のときで、ここ二年間続けて減っている。今年はまだ12月補正があるかと思っているが、それでも大幅に増えるとは思っていない。そのなかで一定の財政再建のなかで建設費についてもそれなりの措置をしてきている。普通建設事業でも前年比だいたい15%の減になっている。義務的経費だけを何とかしているのではなく全般として財政再建のなかでバランスをとってやってきている。また、補正予算債については、ほとんどすべて交付税で算入されるものであり、例えば起債制限比率を見てもこの一年間であがったのは0.1%だけ、全国平均で0.6%あがっている。それから比べれば、われわれが非常に有利な起債を集めながら財政運営をやっていると考えている。

**【新井】**

減らすほうは財政見通しよりも進み、投資的経費は財政見通しより上に上がっている。これは補正は計算に入れていなかったということか。

**【総務部長】** 投資的経費が当初予算より増えたのは補正予算の関係であり、その財源としては交付税算入率と国庫支出金であり、基本的に公債費の見通しについて大幅な変更を生じるものではないと申しあげている。

## 【新井】

財政運営の基本の問題だ。今の府民の暮らしの実態は大変。府の財政が大変だと府民の暮らしも大変だ。暮らしにかかわるところをいかに削らずに済ませるか、とことん考えるべきだ。そういう意味では、介護激励金を削るとか私学の助成の単価改定をしないとかやるべきではない。もう一方で、公共事業については景気対策といわれてきたが、実際には景気対策に役立ってこなかった。その借金が今一人あたり 41 万にもなっている。交付税措置されるというのが、交付税全体のなかで、国のほうが必ずしもそのとおり見たのか様々な操作があるわけで、そういう意味でも有利な起債だということだけで、投資的経費だけがふえていくことは疑問だ。

## 外形標準課税は担税能力のないところに税金をかける仕組み 赤字の中小企業への課税は経営をいきづまらせる

### 【新井】

外形標準課税について中小企業への配慮を求めているとのことだが、具体的にはどのような配慮を求めているのか。

**【総務部長】** 外形標準課税の中小企業の具体的な配慮内容だが、基本的には税負担の激変緩和のために、例えば外形課税と所得課税を併用していくとか、軽減税率方式をとるとか、基礎控除方式をとるとか、免税点方式などが考えられる。府としては、知事が副会長を務める全国知事会等に要望してここで一定の案を出しているが、それはあとで税務課長から説明する。

**【税務課長】** 全国知事会の中小企業等に対する配慮策だが、所得基準と外形基準をとりあえず暫定的に五対五にする、そこまで行くのに五年かけてゆっくりいくと言う案を知事会で決めている。中小企業に対する直接的な配慮については、資本金額が一定規模以下の中小法人に対して軽減税率による軽減措置を講ずる、こういう内容で本年夏知事会として決定し、これを踏まえ政府に要望している。また今年七月に出された政府税調の中期答申も同じような内容で答申が出されている。

### 【新井】

外形標準課税だが激変緩和措置をやるということだが、おもとのところはどちらに転んでも赤字法人で税金を払えない担税能力のないところに税金をもらう仕掛けをする、もらうにあたって徐々に上げていくという仕組みの話であって、京で言えば今言われている事業活動価値での導入になれば 95.7%の企業、資本金 5000 万円以下のところは増税になる、それ以上のところは減税になる。赤字法人のところは今増税をかけて言えば経営的に成り立たないところに追い込んでいくのではないか。そのことをどう考えているのかお答え願いたい。

**【総務部長】** 外形標準課税についてだが、いろいろな考えがあるが、府としてはサービスを行なっているのだから、公平な、また受益に応じた薄く広い税負担をお願いしたいのが基本だと思っている。大企業の中にも赤字ということで税を払わないところがあるということが東京の外形標準課税のきっかけになった。そのなかで中小企業については特に配慮すべきと要望しているのであり、理解していただきたい。

### 【新井】

外形標準課税については、今の事業税でもさまざまな優遇税制などで補足率が下がっており、そういうものをきちんと補足して対処していくべきだという意見もある。そういうことも含めて、今の景気状況なり京都の中小企業の実情などを見たらうで税制度を考えないとだめ。結果として京都の経済がだめになったら話にならない。再検討すべきだということ要望しておく。

## 市町村合併 府としての合併パターンを示すべきではない

### 【新井】

市町村合併に関して、10月25日付けの京都新聞で研究会の検討状況が概略報道されているが、現在どのような状況になっているのか。また、昨年8月に自治省の事務次官通達が出され、これにもとづいて都道府県が要綱を作っていくとなっているが、その中でいわれている市町村の合併パターンを京都府として作るつもりなのかお聞かせ願いたい。

【総務部長】 合併に関する話だが、現在、市長会町村長会と共同で市町村の行財政研究調査会を開催している。私も委員の一人として参画している。内容としては市町村の今の現状認識を幅広く分析し、これからの課題はなにかと踏まえ、そのなかで合併とか事務の共同化というものを、そのメリットはどういうものか、デメリットはどういうものかということを検討議論している。そうしたなかで現在の広域行政というものを考えた場合、地域がどういう形で結びつきをしているのかということも検討している。質問のあった要綱を作るのか、合併パターンを作るのかということは、行財政研究調査会の結論を待って考えをまとめたい。基本的には21世紀の市町村の行財政のあり方については府としても一定の考え方を示すべきであると考えている。

### 【新井】

市町村合併についてだが、知事も市町村合併というのはあくまでも住民自治にかかわることといているが、自治省のほうは、この間平成の大合併といろいろ言い、本来は自主的にいいながら金とかいろんな事をしてきている。京都府としては市町村の合併パターンを作るべきではない。それはあくまでも広域的に処理しなければならないものは広域連合でも一部事務組合でも処理できるし、自治というのは住民自治の直接参加の保障も必要なわけで、この間歴史的な経過の中で作られてきた地域があるわけで、これに京都府としてはこういうものですよというパターンを示すべきではないし、通達行政で、必ず出さなければならないということでもない。要綱作りのなかでいろいろな形があると思うが、合併パターンを示すべきではない、指摘しておく。

## ● 他会派の質疑

### 西田昌司（自民・南区）

- ① 財政再建について 国にお願いする 200 億円可能か。財政の危機感を持たない とだめ人件費の抑制もっと具体的に言及せよ。退職金などもピークは後になる。
- ② 基金の状況 現実に使える基金はどれだけあるのか
- ③ 府民所得が全国 11 位か 12 位だ。20 年前は全国 7 から 9 位だった。隣の滋賀県は現在 4 位、20 年前は二十何位で中位。原因は、高度経済成長時代に社会資本の整備が遅れて、それが後に響き、負の借金になっている。しかし、府政が転換して 20 年近くなってくると、その効果がどういう形で出てくるのか見通しなり実績なりが上がってこないとだめだ。社会資本の整備をやるとこれだけ出てくるとやらないと八方塞で何も希望も持てない。

【総務部長】 健全化指針 400 億円程度の達成。施策の見直しは 6 割程度。人件費長期的な視野で抑制。これから厳しい。財政としても、この夏秋でサマーレビュー、オータムレビュー繰り返して今後 3 年間の事業見直し検討した。今度の予算編成方針は厳しい予算編成方針で望んでいる。基金は一般財源のものほとんどない。

ほとんど弾力性のあるものない。府民所得の向上、何といても産業の振興。新府総での戦略的なプロジェクトについては13年度の予算は特別枠組んでいる。

### 山本 正（府民・宇治久御山）

- ① 法人二税の落ち込み他の都市型の府県との比較は、12年度の決算の見通しは、財政状況への手だては、健全化指針の進捗の中身は
- ② 国の補正予算の中身 地方の財政の関係は 今の財政問題は府だけでいかない。  
国にもっと求めるべき。
- ③ 13年度の予算編成の考え方で、新府総関係の重点プロジェクト関係経費の重点的配分のねらいは

**【総務部長】** 法人二税前年比70.3% 府県税計で85.8% いずれも47番目

全国平均で法人二税前年比88.2% 全体で 95.2%。本年度の府税収入は、増える見込み 郵便貯金の満期の利子割大きい しかし折り込み済み、3月の確定申告ベースは底を這ったまま。

### 水口 洋（公明・中京区）

- ① 投票立会いは人はどういう社会立場の人か 年齢別、性別の現状は

**【地方課長】** 把握していない

- ② 府立大の学生のインターンシップ制度の採用は 留学生の状況は

**【府大学長】** 独自のインターンシップの制度はない 大学コンソーシアムの制度に参加している 留学生は経済的な理由で。

- ③ 府立医大病院の医療ミスでの事故報告は

**【医大病院事務局長】** 7月に医療事故防止の取り組み決め、委員会設置。報告制度を実施。8月に90件 9月に100件を越えている。事故については委員会で協議している。

### 工藤 香代子（新政・城陽市）

- ① 個人府民税の徴収状況について 個人府民税の市町村に対する徴収委託について
- ② 統計グラフコンクールについて

### 村田 正治（自民・宇治久御山）

私学の補助事業について 梅木議員と重なることが多いが 総務部長の答弁の中で「私学も努力してほしい」との言葉があったが、私学も21世紀を目前に控え、特色ある教育をしているし、意欲も持っており、生徒の確保も相当努力して、私学は一生懸命やっていると。生徒の減少は続くし、二信金の厳しい経済情勢の中での生徒負担を含めると何らかの対処はしてほしい。教育環境の整備とか保護者の負担の軽減を進めるなど必要と思うがどうか。

### 佐藤 宏（公明・右京区）

- ① 中期財政見通しの見直しは
- ② 法定外目的税の検討は

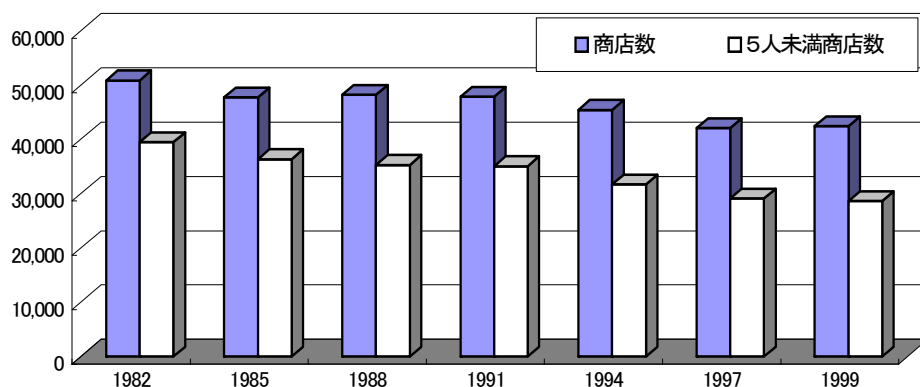
**【総務部長】** 新税の検討は総務部副部長を筆頭に税制研究会を持っている。先の議会での知事の答弁が基本。法定外目的税はあくまでも一定の政策目的を実現するための税。しかし環境税などは検討の余地ある。外形標準課税の導入を応援してい

ただきたい。

地方交付税の改善は進んでいる。医大の算入率、人件費の算入率など。

# 府政資料・指標 2000年版の訂正について

府政資料・指標 2000年版の32ページの「零細商店は激減」の表とグラフが誤っていました。お詫びして訂正いたします。



	1982	1985	1988	1991	1994	1997	1999
商店数	50,889	47,764	48,229	47,891	45,442	42,107	42,480
商店数増減率		93.9%	101.0%	99.3%	94.9%	92.7%	92.6%
5人未満商店数	39,489	36,355	35,301	35,066	31,736	29,108	28,616

1999年の調査は、事業所・企業統計調査と共に実施、事業所の捕捉を行った。  
増減率については時系列を考慮して算出している

1997年と1999年の5人未満商店数の数字が間違っていました。  
尚、この表の商店は、卸売り商店と小売り商店を合計したものです。